

水俣病関係略年表

年月日	経	過	年月日	経	過
31. 5. 1	本病の存在を探知		44. 5. 29	水俣病審査委員会において新規5名の水俣病患者認定される。	
31. 5. 28	水俣奇病対策委員会(医師会、市、市立病院日寮付属病院で構成)を設置、患者の措置原因究明に当ることとする。		44. 6. 14	チッソ水俣工場 塩化ビニール工場アルカリ洗滌塔排液の処理装置完成	
31. 8. 3	厚生省に報告、熊大に原因究明について研究を依頼		44. 10. 15	水俣病裁判第1回公判開かれる。	
31. 8. 24	熊大に水俣奇病医学研究班を組織		44. 12. 15	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布される。	
32. 3. 4	副知事を会長に「熊本県水俣奇病対策連絡会」を設置(原因究明、患者及び家族の措置、漁業被害に対する処置、港湾浚渫工事に関する処置、生保家族に対する援護対策について処理することとする。		45. 1. 26	第1回公害被害者認定審査会開催	
33. 8. 21	水俣湾海域での漁獲を行なわないよう県漁連等へ指導通達		45. 8. 17	水俣病認定申請を棄却された川本輝夫外6名が厚生大臣に行政不服審査請求を申立てる。	
33. 11. 10	政府予備費支出決定(原因調査費100万円、患者収容施設635万円、汚治療費70万円×2)		46. 3. 25	チッソ 塩化ビニール製造を中止	
34. 3. 29	水俣市長等のあっせんにより水俣漁協に対する工場の補償金2,000万円、漁業振興資金1,500万円及び毎年200万円)		46. 8. 7	川本輝夫外6名の行政不服審査請求事案に対する環境庁裁決出る。	
34. 7. 13	第1回の県議会水俣病対策特別委員会を開催		46. 9. 1	46.8.7の環境庁裁決の結果にもとづき、川本輝夫外6名を審査会に再諮問する。	
34. 7. 22	熊大医学部非公開で水銀説発表		46. 10. 6	知事 川本輝夫外15名を水俣病患者として認定、1名(上村花南)を棄却、1名(池田久美)を保留	
34. 8. 13	水俣漁協1億円を新日室に要求してデモ、工場に乱入		46. 12. 20	県公課課 水俣湾周辺住民健康調査アンケート調査結果を発表 (47年は公害被害者認定審査会開催)	
34. 11. 1	国会水俣調査団来県		48. 3. 20	水俣病裁判 判決原告勝訴	
34. 11. 10	通産省軽工業局長より、水俣病の対策について排水処理設備の促進について通達		48. 5. 8~12	環境庁長官 水俣視察	
34. 11. 12	食品衛生調査会結論(水銀説)を厚生大臣に答申		48. 5. 22	熊大第2次水俣病研究班知事に報告書提出知事報告書を公表、有明町にも水俣病患者	
34. 11. 24	水俣病紛争調停委員会、委員を決定、26日第1回委員会開催		48. 5. 23~24	政府調査団及び有明海沿岸4県打合せ	
34. 11. 25	水俣病患者互助会、新日室に補償要求(1人300万円)		48. 5. 28~29	湯の尻温泉観光協会等陳情つづく	
34. 12. 17	県漁連及び新日室、調停委員会の調停案受諾書に調印(補償金3,500万円、立ち上り資金融資6,500万円)12月25日補償契約書調印		48. 5. 30	知事 八代海・有明海産の魚介類は安全である旨関係各方面に通知	
34. 12. 25	新日室工場排水浄化装置完成		48. 6. 8~13	知事 県議会関係者、関係各省へ陳情	
34. 12. 29	水俣病患者互助会に対する補償調停書調印(弔慰金葬祭料32万円、年金、成年者10万円未成年者3万円)		48. 6. 14~29	水俣病対策県議会(六月定期例会)開催	
38. 2. 17	熊大水俣病医学研究班 水俣病の原因(メチル水銀化合物説)発表				
38. 10. 5	水俣湾泥土中の水銀に関する調査実施(熊大)				
39. 3. 31	熊本県水俣病患者診査会設置条例公布				
39. 4. 17	水俣病患者への年金増額の契約調印(成年者10万5千円 未成年者5万円)				
40. 3. 7	水俣市立病院付属湯の児病院(リハビリテーションセンター)完成				
41. 5. 26	チッソ工場 完全循環方式完成				
42. 2. 18	経済企画庁水質審議会18特別部会(水銀部会)委員会発足				
43. 9. 26	厚生省 水俣病の原因を新日本窒素水俣工場の工場廃水によるものと発表				
43. 10. 8	第1回補償交渉 ○互助会側は死亡者1人1,300万円 生存者1人年金60万円 生存者が死亡した場合、自動車損害賠償保険の最高限度額を要求 ○会社側は公害補償として我が国初のケースであるので、厚生省、通産省の意見をきいて考えたいと回答				
43. 12. 6	知事 東京事務所でチッソ江頭社長、入江専務と会合、会社の真意を確認し、第三者機関を設置を断りその旨を厚生省武藤公署長に報告し、補償基準の設定は国が行なうよう要請した。				
44. 2. 3	水俣地域が水質保全法に基づく指定水域に指定される。				
44. 2. 27	県、市から厚生省山本次官、武藤公署長に2月中旬に「補償あっせんの第三者機関の発足を要望。山本次官は「両者からの確約書の提出の見通しがついたので、委員の人数に入る」旨発表。				

水俣病認定患者府県市町別数 (48年6月13日現在)

府 県 市 町	患者数	府 県 市 町	患者数
水 俣 市	358	岐 阜 県	3
津 奈 木 町	57	愛 知 県	1
芦 北 町	46	大 阪 府	2
田 浦 町	11	千 福 岡 県	2
御 所 浦 町	8	鹿 岡 県	1
竜 ヶ 岳 町	1		
代 島 町	2		
鹿 児 島 県	3	計	495

(うち死亡72)

水俣病認定申請者府県市町別数 (48年6月13日現在)

府 県 市 町	申請者数	府 県 市 町	申請者数
水 俣 市	469	長 崎 県	2
津 奈 木 町	182	福 岡 県	12
芦 北 町	118	兵 庫 県	4
田 浦 町	93	宮 崎 県	1
御 所 浦 町	3	宮 崎 県	3
八 代 市	5	愛 知 県	2
免 松 市	1	鹿 岡 県	1
橋 本 市	1	児 島 県	4
橋 本 市	1	鹿 岡 県	1
千 岐 市	7	鹿 岡 県	1
千 岐 市	2	山 口 県	1
千 岐 市	5	山 口 県	1
千 岐 市	2		
千 岐 市	2		
千 岐 市	33	計	955

(うち死亡9)



徳田 幸雄

あしごね
 葦船ラ号が、二回目アフリカ北端沖渡航実験をした記録映画をご覧になった方は多いと思うが、私もテレビで見えて驚いた。ラ号乗組みの一人が、大洋の真只中で、何気なくたも網で釣って見せたものが、フットボール大の「オイルボール」であったからだ。

あれは七年前の話なので、いわば公害の「走り」であった。私も行ったことがあるので、感慨が深い、あんなに原始的で汚れなき海と大陸を持つアフリカだったのに、アフリカよ、お前もか、と、気落ちしてつぶやいた私であった。

オイルボールとは、航行中の船舶から、海へ排出された残滓油(スラッジオイル)が、日月を経て、海中で凝結し、波に採まれて円くなり、ぼっかり浮いて来たもので、七色に、ざらざらと海面で輝くような生易しい油介ではなく、もう、べとべとした粘着力さえ失った、硬い油塊なのだ。

原因は、中和剤や、スチームや、ブラッシュくらいではどうしようもない程に、タンカーの油艙内壁面に、べったりと分厚く張りついた油滓を、スカラップでそぎ落して、以にいれ海中に投棄するから

だ、ダーティバラストウォーターの排出に比較して潜在的である。勿論、プロの捨て屋さん達の手にかかるのだから、距岸五十哩に遠の海で、然も、黒潮の流れにそって、東へそれが流失していくように作業計画されていることは間違いないのだが。

こうして、便乗したタンククリーニング屋さんが荒れる海で一晩か二晩の作業を三十名位で続けねばスフリーの状態にならないし、タンカーは引火の危険がつきまとい、入渠作業なんて、絶対に出来ないものである。

気軽に、ガソリンを消費してゆく物質文明の陰に、こうした必要悪が存在し

海よ堪え抜け

た。廃油処理施設整備港が、各基地に出現してゆきつつあるが、女人の眼から見れば、まだまだその処理能力と現在の膨大な油の輸入量とのアンバランスをどうすることも出来ないのではないかと、という不安を見出すことになるのである。

目に角を立てるまでのことではない、しかも知れぬが、ビンボン玉程のオイルボールなら藍よりも青い下天草島西海岸にさえ漂着しているのである。

これは薩摩半島沖を迂回して、佐世保や長崎の大ドックへ回航中の空船タンカーの仕業である。大部分のスラッジは計画的に佐多岬の沖あたりで捨てたものの更に残りの「荷後」を掻き集め、東支那

海あたりで海中投棄せざるを得なかったものだと推定されるのである。願わくは油塊を喰うプラントンが居ると聞くので、大いに貪食して貰いたいものだ。然して、本年四月一日からは、海洋汚染防止法の全面施行でいかなる船舶も、油及び油性混合物の海洋投棄を原則的に禁止されることになった。

そして監視の義務は、海上保安庁に負わされ、ビーチクラフト機やYS機が、沿岸パトロールを実施し、日本船、外国船を問わず、航跡を追尾して、巡視船の目の届かぬ広域の海洋まで油濁をきびしくチェックする。

もう一つの問題は、産業廃棄物の海洋

投棄である。臨時ではあるが一回に千トン近い廃液を、距岸十五哩に遠く海洋投棄する工場がある。

無論、その廃液は、合法的で悪性なものではないが、極力焼却処分して投棄を発展的に解消してゆかねばならない筈である。私なども陸上で給料を貰っているのに海に唾を吐くことも遠慮するので、大体陸で活動し、儲けている産業が、廃棄物を海洋へ投棄に行くという矛盾が、あの戦争中の大洋で、何遍も海水を飲んで、命がらが助かって来た我々海男には納得がいかないのである。それは例へ、ペーハーが許容される範囲内のものであった。

いや、海だけでなく、今はもう自浄作用も失って瀕死に近い湖とも川とも肌でつきあった想い出がある。洞爺湖の湖心に漕ぎ出したボートの上から手を伸べて、掬った水を、心ゆくまで飲んだ。それは、米潜水艦と戦って轟沈された船から脱出し、北海道に上陸して四日目の話である。あの湖には、沢山の鮭が泳ぎ、夜はカンテラの灯で集魚した海老がバケツ一杯獲れていた。

そして九州に帰って来たが、我が故郷でも、まだ川には入れれば身長十五センチもある手長海老が採れていた。とつぷりと身体を清流につけ、足を伸べて、流にあらわしながら、川っぶちの石垣の穴に手を入れてゆくとその奥で追い詰められた海老が、威勢よく指先で跳ねる。そいつを押えるとぬめぬめとした感触が緊張した神経に快く伝わる。用意して持っていた五十センチの長さの罾糸に、そいだ竹串をつけてある奴で、海老のあごを刺し貫いて、糸の尻を巻き留め、順々に獲物を数珠つなぎにしてゆくのである。

鮭の魚を笹竹に刺して担いで行く漫画の熊を見るように得意で、口にくわえたそぎ竹のもとで清流に獲物をゆらめかせながら、これもアドバルーンみたいに、大きくて赤い陽が落ちるまで海老よりは続いていったものだ、だがもうあの川っぶちに海老は一匹も居ない。

(三角海上保安部次長)